

# 基準の概要

## 第1 基準制定の趣旨及び適用範囲等

### 1. 基準制定の趣旨

本基準は、気体及び液体の毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）を貯蔵するタンク貯蔵所の構造・設備等を具体的に定めたものであり、毒物及び劇物取締法第16条第1項の規定による技術上の基準として政令が定められるまでの間の指導基準として扱われる。

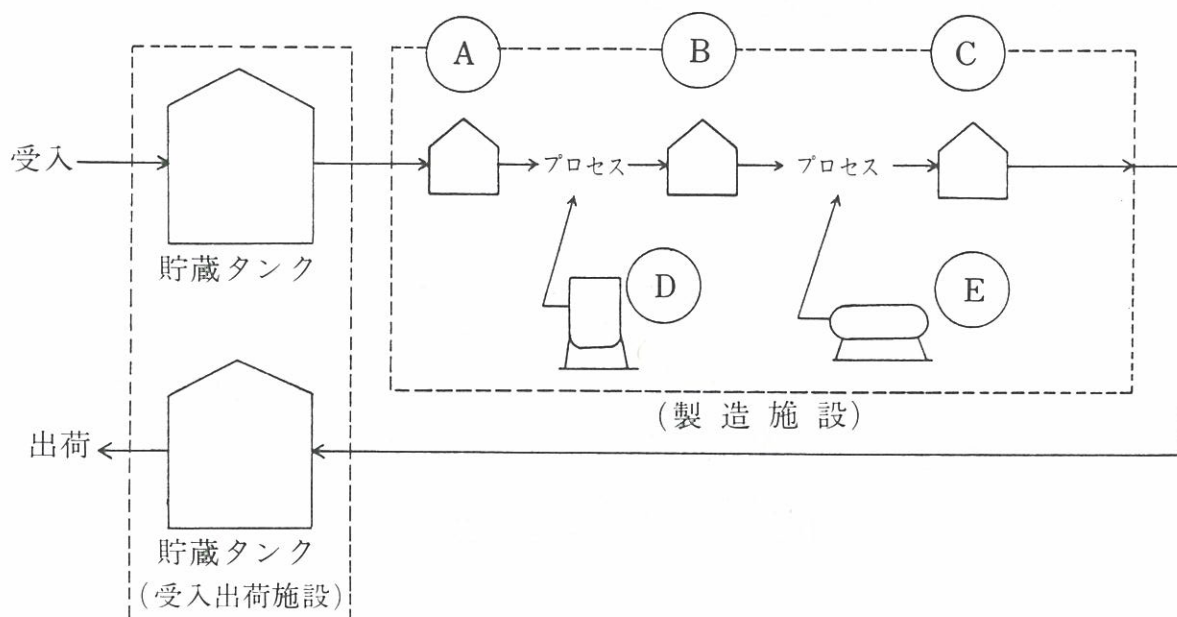
### 2. 適用範囲

本基準は、主として、今後、新設、改造等を行うタンク貯蔵所を対象として適用するが、既設のタンク（基礎工事を着工しているものを含む。）についても、できるだけ基準の趣旨に沿って所要の措置を講ずる必要がある。

### 3. タンク貯蔵所の定義

この基準でいう「タンク貯蔵所」とは、固定されたタンクにおいて毒劇物を貯蔵する施設のことであるが、工程タンクは含まれない。

工程タンクとは、毒劇物等の製造過程を次のとおり図示した場合において、製造原料(A)、中間物(B)、製品(C)、助剤(D、E)等を計量、分析又は一時貯蔵の目的で貯蔵するためのタンクで、製造施設に付属しているものをいう。



タンク貯蔵所は、設置場所により次のとおり3種類に分けられ、それぞれに基準が定められている。

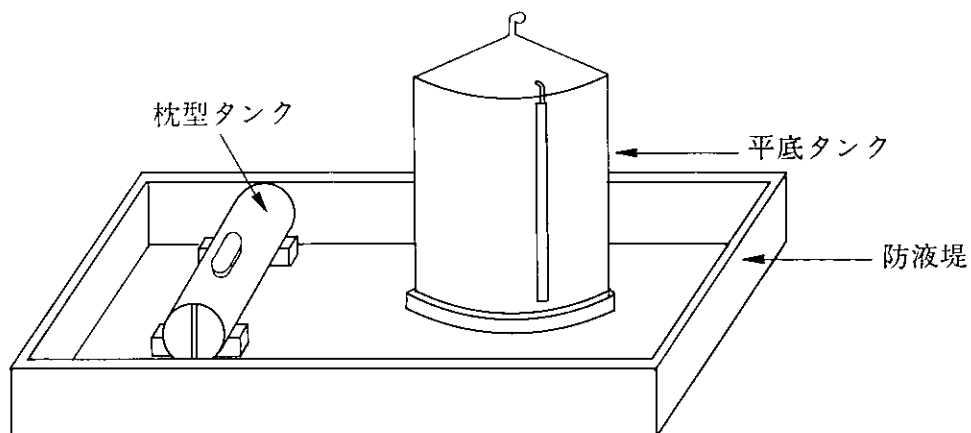
(1) 屋外タンク貯蔵所

屋外に設置されたタンク（ただし、地盤面下に埋設されているタンクを除く。）  
において毒劇物を貯蔵する施設をいう。

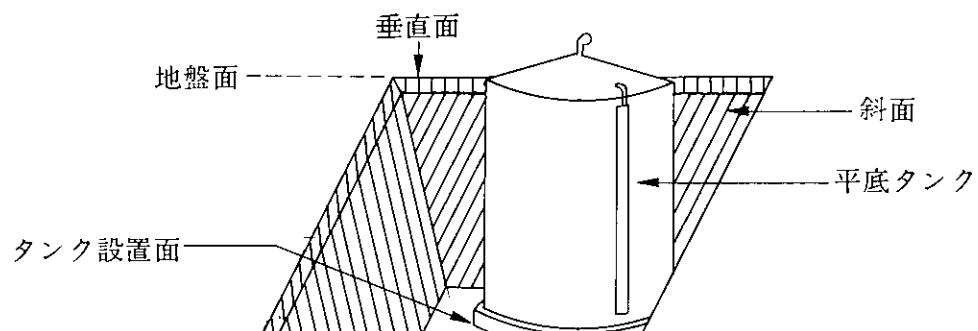
（例）

典型的なものは①のようなものであるが②～④等も屋外タンク貯蔵所として  
取扱う。

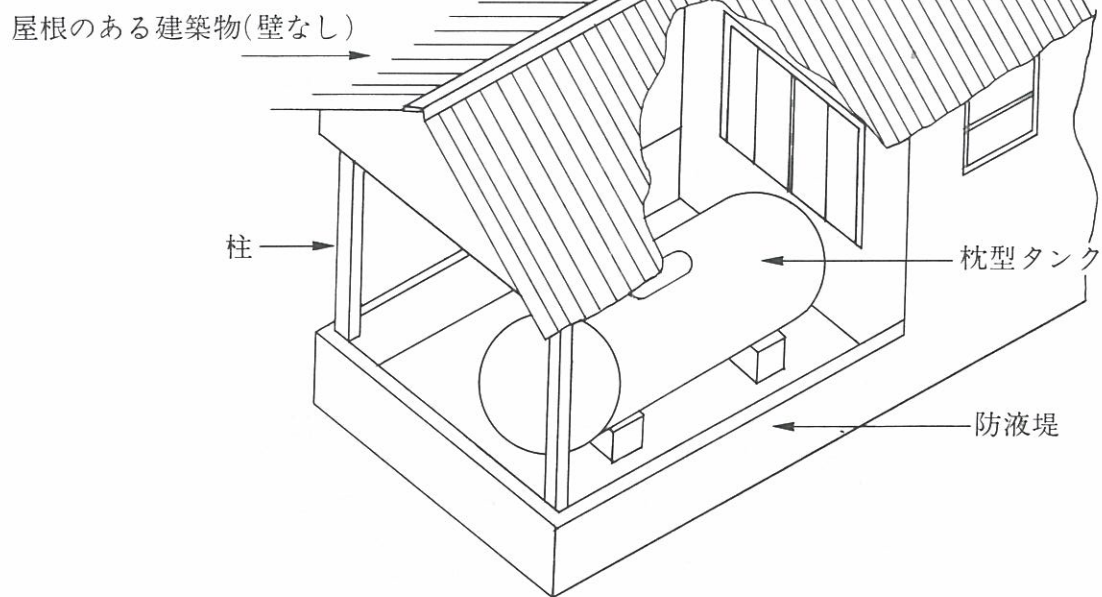
① 典型的な例



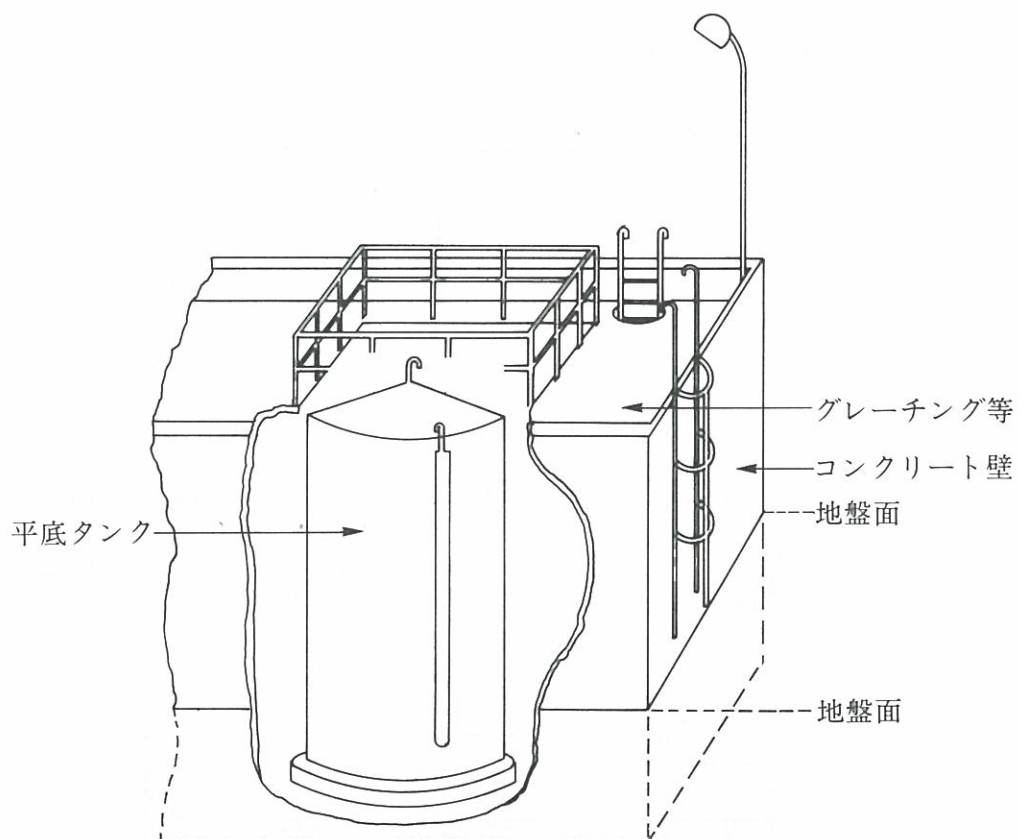
② タンクの相当部分がタンク周囲の地盤面より下位にあるが、上部が開放されており地下とはみなされない例



- ③ タンクは、屋根のある建築物に収納されているが、壁等がなく屋内とはみなされない例



- ④ タンク周囲には、コンクリートの壁等があるが、タンク上部が開放されており屋内とはみなされない例



## (2) 屋内タンク貯蔵所

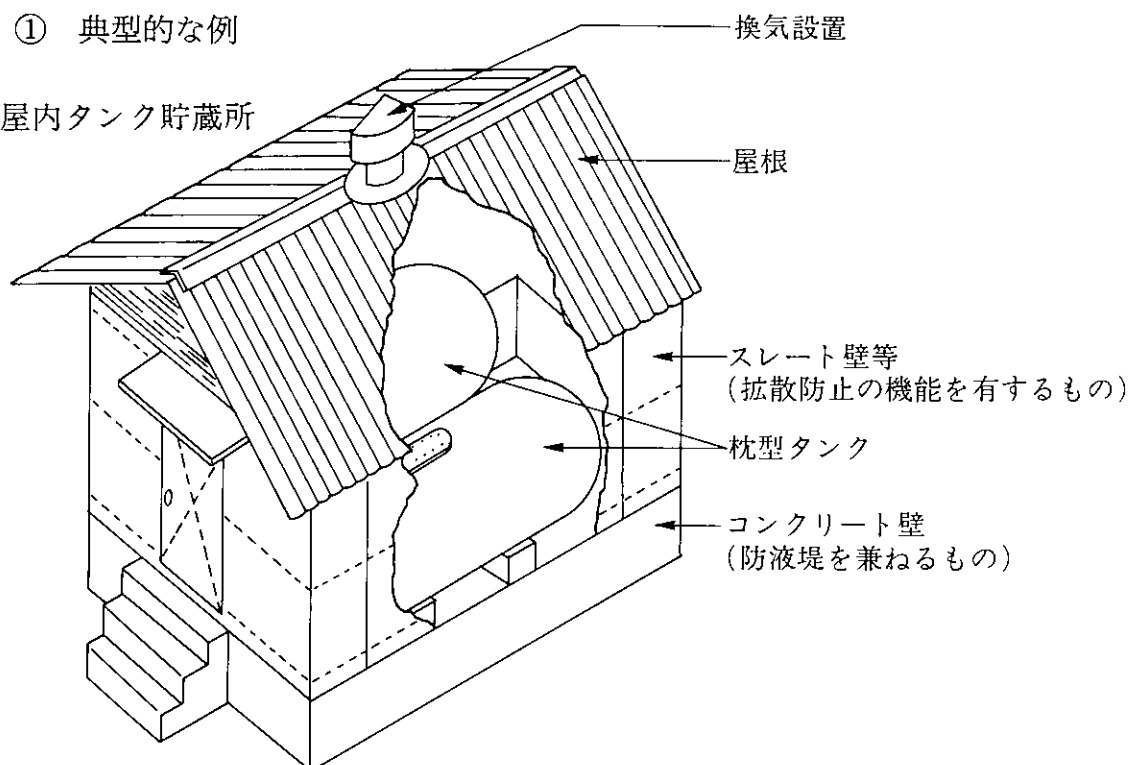
屋内に設置されたタンクにおいて毒劇物を貯蔵する施設をいう。

(例)

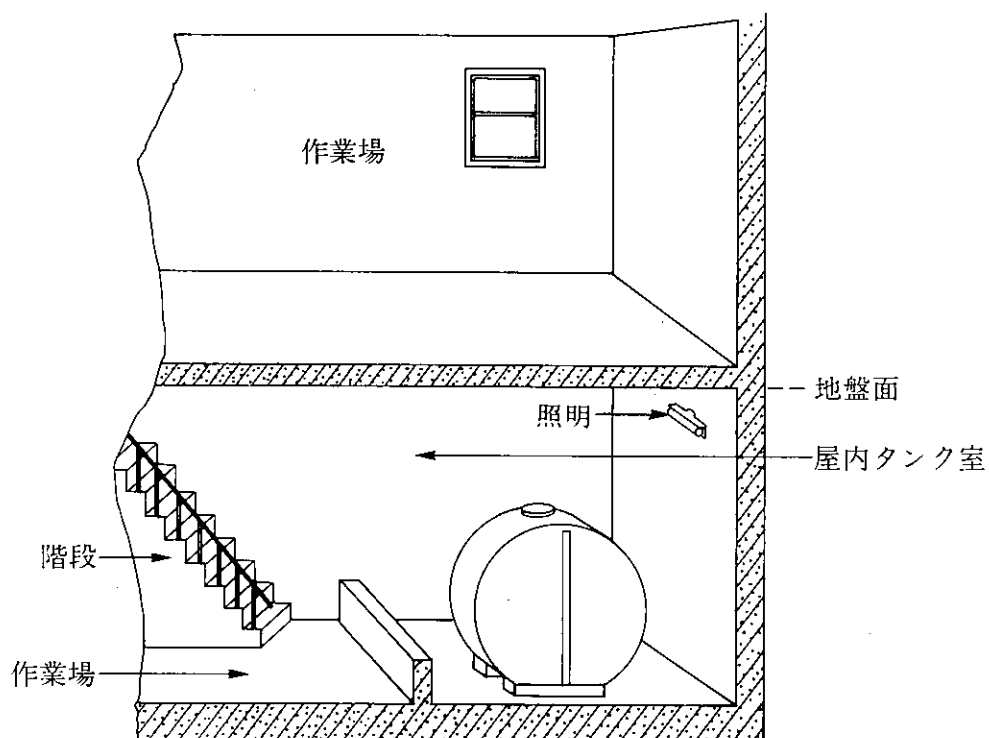
典型的なものは①のようなものであるが、②、③等も屋内タンク貯蔵所として取扱う。

### ① 典型的な例

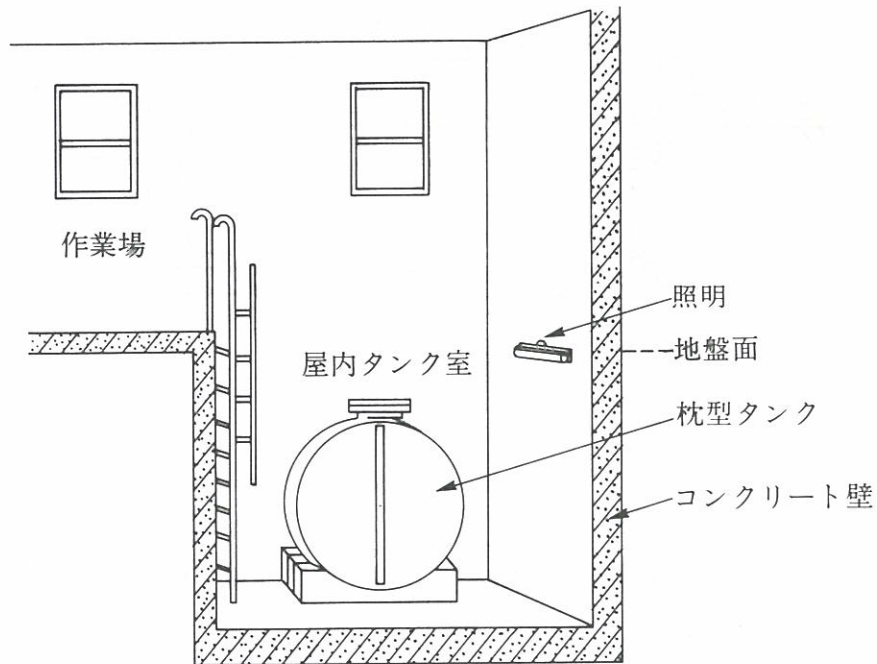
屋内タンク貯蔵所



② タンクは屋内の地下室にあるが、タンク室が屋内作業場として使用されており地下タンク室とはみなされない例



- ③ タンクは地盤面下のコンクリートの壁等を有するタンク室に収納されているが、タンク室上部が屋内に開放されていて地下タンク室とみなされない例。なお、タンク室が屋内と完全に隔離されていて、地下タンク室とみなされる場合は地下タンク貯蔵所として取扱う。



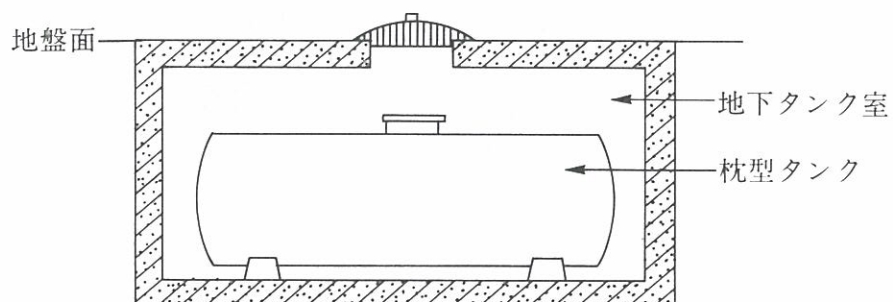
### (3) 地下タンク貯蔵所

地盤面下に設置されたタンクにおいて毒劇物を貯蔵する施設をいう。

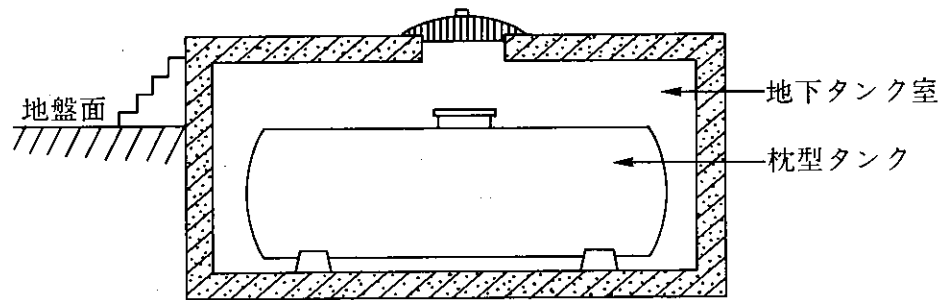
(例)

典型的なものは①のようなものであるが、②、③等も地下タンク貯蔵所として取扱う。

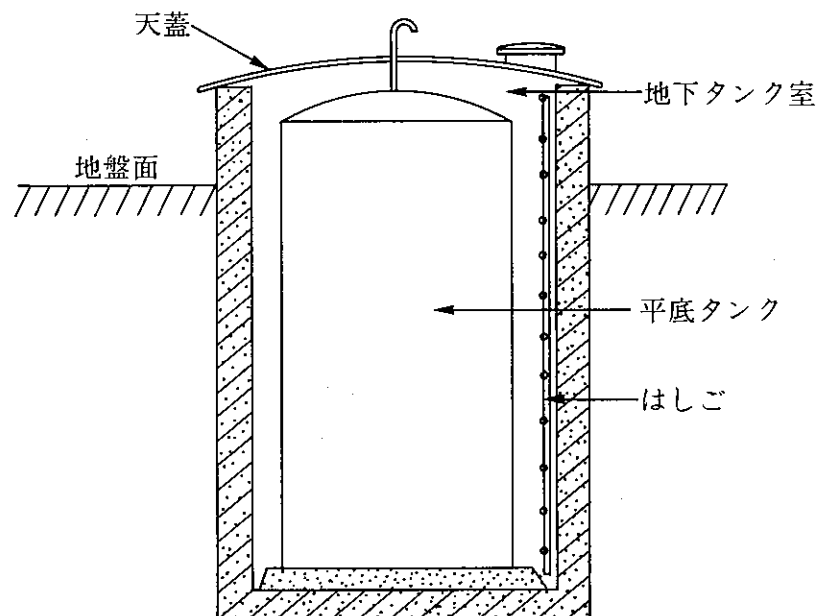
#### ① 典型的な例



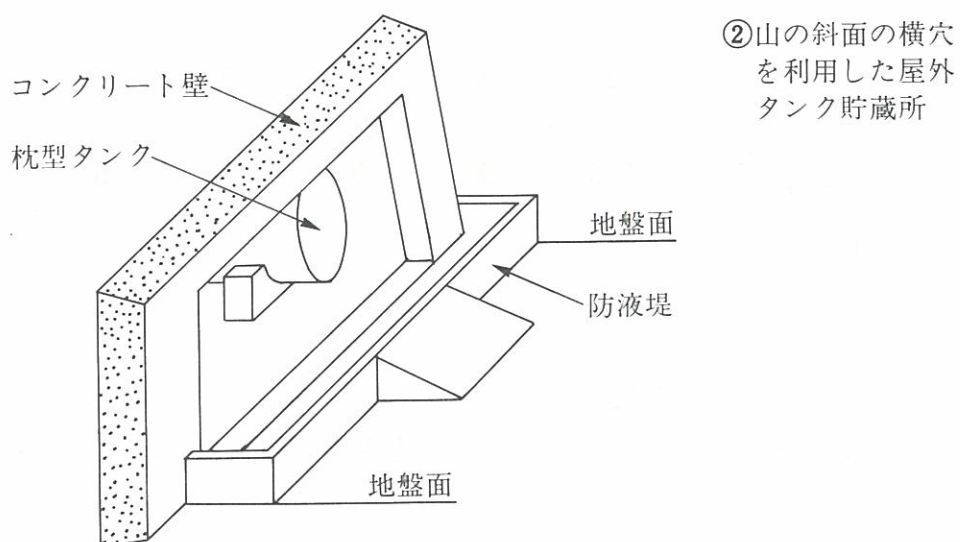
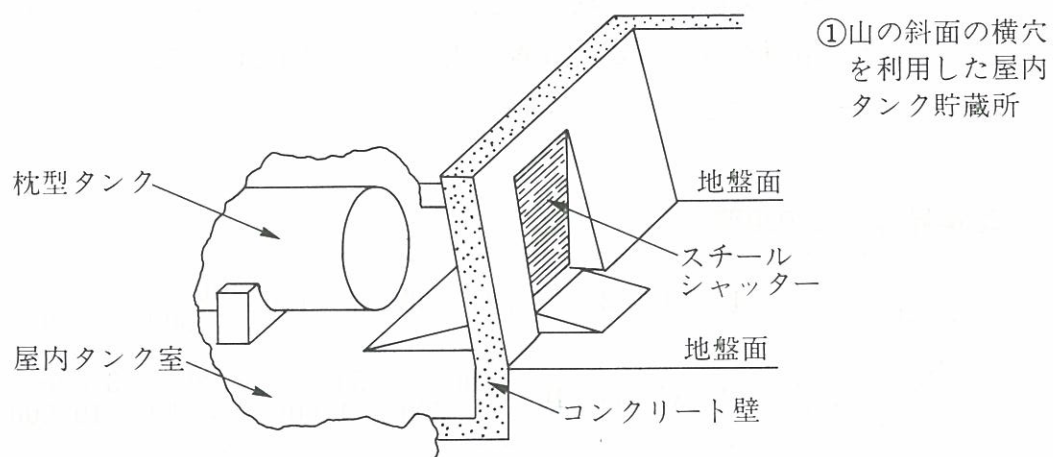
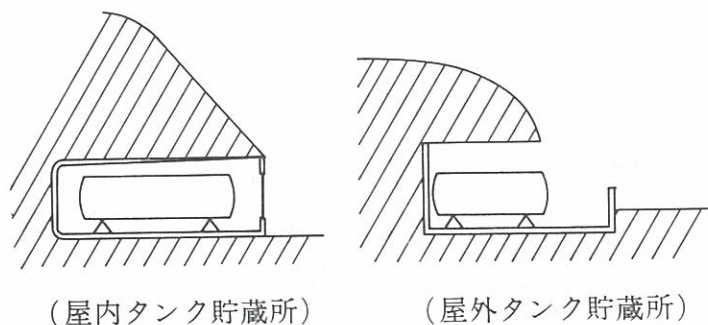
- ② タンク室の相当部分が地盤面下に埋設され、常時外部と隔離されている例



- ③ タンク室の相当部分が地盤面下に埋設され、常時外部と鉄製等の天蓋で隔離されている例



なお、坑内等にタンクを設ける場合は原則として屋内タンク貯蔵所又は屋外タンク貯蔵所として基準を適用する。



#### 4. 他法令との関係

高圧ガス取締法、消防法又は労働安全衛生法が適用される毒劇物のタンク貯蔵所については、本基準はもとより、各々の法令の適用がある。

他法令の規制の概略を参考資料4として示しておく。